

---

令和4年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和4年6月8日(水曜日)

---

**議事日程 (第3号)**

令和4年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

**出席議員 (14名)**

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
11番 田村 兼光君	12番 信田 博見君
13番 田原 宗憲君	14番 塩田 文男君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	次長 横内 秀樹君
書記 小野 聖佳君	

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長 .....		石井 紫君	

総務課長	……………	椎野 満博君	企画財政課長	……………	元島 信一君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	古市 照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君	監査事務局長	……………	脇山千賀子君

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
江本 守	1. ハラスメントについて	①本年4月施行のパワーハラスメント条例について
	2. 働き方改革について	①保育園・幼稚園におけるIT化は ②保護者への連絡・保育日誌は ③医療ケア児法について問う ④新型コロナワクチン接種状況、また感染者・濃厚接触者に対し休業補償の実態は
	3. 逆単身制度について	①東川町移住者募集制度について、どのように感じるか、町の考えを問う
	4. WCSについて	①農業従事者の安定した収入を得るために補償制度を活用できるよう行政ができることがあるのではないかを問う
	5. 福祉サービスについて	①介護認定要支援及び重度障がい者非課税世帯に対しタクシー券が発行されているが、この施行によりタクシー業者と利用者との間でトラブルが複数発生している 予測できたのではないかと
田原 宗憲	1. 移動販売事業について	①利用者数・売り上げ等の状況は ②町民への効果は ③今後の課題は
北代 恵	1. 手話言語条例について	①障害者基本法3条3項に基づいた町の取り組みは ②点字や手話に関するコミュニケーション支援の取り組みは ③障害者基本法6条の町の責務に則った計画の町での位置付けは ④今後の手話通訳者配置について
	2. 高齢者ゴミ出し支援について	①高齢者単身世帯のゴミ出しに関する実態調査、ニーズ調査はしているか、調査済ならばその結果は ②高齢者のゴミ出し支援事業について町の考えは ③町が本格的に取り組むまでの当面の間、ゴミ出し支援事業に取り組む団体への補助を考えられないか
信田 博見	1. 支所の利活用について	①図書館の構想はどこまで進んでいるか ②チアフル築城の利活用は

質問者	質問事項	質問の要旨
	2. 牧の原キャンプ場について	<p>①テントサイトができたが現在の状況は</p> <p>②携帯の電波が繋がらない（天気、雲の動き等が確認できないので危険）</p> <p>③スズメバチ、マムシ等の事故がないように</p>
宗 晶子	1. 町有地である湊1276-1と湊1279-1の農地一時転用申請に関連した副町長の口頭決裁について	<p>①築上町の決裁事務では、過去にも口頭決裁のみとした例はあるのか 今後も文章を作成しない口頭決裁のみで決裁事務を行うことはあるのか</p> <p>②副町長の口頭決裁に関して、事後的にでも文書を作成すべきでは</p> <p>③口頭決裁が行われることにより、法令違反等の問題は生じていないのか</p>
	2. アピアランスケア事業について	①福岡県はがん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに社会参加を促進し、療養生活の質の向上を目的に、医療用ウィッグや補整具等の購入費を助成する市町村を支援している 本町でも実施してほしいが
	3. 町の特産品の農業振興について	<p>①前議会で「農業支援が町の使命であるとのことだが、キクイモ農家がクラウドファンディングで支援者168人、支援総額1,335,000円を達成した」と答弁 これまでの町の支援は</p> <p>②「キクイモチップスを町民が購入時に半額補助 築上町、特長生かし糖尿病対策 特産品化も目指す」と2018年に報道されているが、現況は</p>
	4. 新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業基本計画の策定について	①新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業基本計画の策定がHP（更新日：2022年5月9日）に開示され「築上町では、昭和40～50年代にかけて学校施設が建設され、現在一斉に更新時期を迎えています 今後は少子高齢化による人口減少の時代を迎え、財政面においても非常に厳しい状況となることが予想されるため、学校施設の維持管理について中長期的な視点に立ち、トータルコストの縮減に努めています」と記載しているが、どのように努めているのか

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は9人の届け出があり、本日の質問者は5人といたします。

ここで、私のほうからお願いがあります。一般質問は、通告制を取っていますので、通告に従って質問するようにお願いをいたします。執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いします。発言される方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は答弁する方を指名してください。

なお、答弁を行うものは、所属と氏名を告げて発言をしてください。質問する方は、前の質問者席から行ってください。

議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたら、ブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わりますので、よろしくをお願いいたします。

これより順番に発言を許します。

1番目に、**1番、江本守議員。**

○議員（1番 江本 守君） 厚生文教常任委員会所属、江本守です。それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

ハラスメントについて、パワーハラスメント条例について、現在、本町ではまだ設置していませんけれども、個人的には一日も早い設置を望んでおります。国は、数年前からパワーハラスメントに対する法律を施行しておりますが、何ら抑止にならず、かえって悪い事例が増えているように感じております。したがって、本年4月に、さらに細かくハラスメントに対する法律が施行されております。

特に、司法をもって判断すべきような立場である裁判官あるいは職員、それと警察官、びっくりするところに、教員においては、わいせつ罪の全国的な犯罪歴の中で約15%を占めております。これはなぜなのかというのはちょっとびっくりなんですけど、当然、本町においても、この分についてこのような事例があったように私も記憶しておりますし、民間の会社、企業においても同様です。

特に甚だしいというふうに感じるのが、町民の血税をもって100%運営補助を頂いておる団体が、この性的加害含めて、パワーハラスメントで、実際退職に追いやられたという事例を把握

しております。当然、町の税金を100%投入するわけで、組織は別やから口を出せないというふうなことも、一応町長のほうから過去聞いておりますけども、この運営に対して問題があるとするれば、やはりきっちり監督指導責任はあるのではなかろうかと。このような事実を住民が知るところになっており、本来、補助金と寄附で賄われている運営は、元来、昔からほぼ慣例的に行われた寄附金よりも、3分の1の寄附に下がっております。運営状況に住民がやっぱり腹を立てているということも声を聞いております。

このようなことを踏まえて、町長がしっかりとどういうふうな形にすべきかということをお答えしてほしいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 質問の趣旨がパワーハラスメントということで、本年4月施行のパワーハラスメントの条例についてという形でございますけど、今、ちょっと各補助団体に対してのパワハラと、具体的な話はあんまり私には熟知していない状況でございますし、パワハラで職員が退職、そういう話は一切聞いていない状況でございますし、報告も私にはないし、それは、その団体の内部のやっぱり管理監督という形の中でやってもらう。そしてまた、いろんな法令が、その団体で法令違反があったという、住民に対しての、いろんな業務に対して法令違反があるというふうな形になれば、それは是正の措置を担当課を通じながらやっていくというのが団体との関係でございますし、職員の管理監督という形については、それは、その内部でしっかり把握をし、管理監督をすべきものと、私は考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 今の町長の答弁よく分かりますけども、私なりに一応調べた上で、本来運営上おかしい。しかし、何ら懲罰が行われたという実態もなく、全く何もなかったような実態になっておることに腹立たしさを感じておりますし、そういう点において、やっぱりきちっとしていただく必要があるのと、3月議会のときに、厚生文教のほうに団体の代表に、参考人として委員会に出席を求めたところ、簡単に拒絶された。議会が全く関係ないわけではないというふうに考えておりますけども、住民の血税がどう使われるかということに関しては、十分、私がそういうことで参考人として事情を伺いたいという気持ちでお願いしたことなんですけど、この点についてはいかがですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当然、その団体が、先ほども申しましたけれども、いろんな形で違法な住民に対しての行為を行ったという形になれば、それはそれで、町としても指導する立場にあるということでございますけど、今、その話を、私は初めて認知したわけでございますし、担当

課のほうで認知しておれば、担当課のほう何か指導かどうかちょっと担当課長からも答えさせますけれど、担当課ちょっと、認知しておるかどうか、それだけでいいから、話をちょっとしてください。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） これは、担当課長がコメントできるような内容じゃないです、そこまでしか話せんならもうそれでいいです。一応、私としては、ここを問いたかったということが一つです。

じゃあ次の質問に参ります。

働き方改革についてということで、保育園の保育士へのことなんです、IT化はどうなっておるか。次には、保護者との連絡、あるいは保育日誌はどのような実態になっているか。もうこの辺がIT化が進む、もちろんマニュアルの方もおられるわけで、そういう方には手書きしなければならないけども、保育で子どもがけがをしないように監視しながら保育をしている保育士さんの精神的負担というのはすごく大きいと私は思っております。もし、これがIT化が進んでいけば、普段はお昼寝の時間に、各子どもへの日誌を書いたりしているみたいですが、この辺がどういうふうになっておるかということと。

それから、次にワクチン接種状況と、新型コロナに感染した患者さん、並びに濃厚接触者に対する休業補償について、これはもう国がやっていることは分かりますけども、この点についてもちょっと伺いたいと思いますので、まず担当課のほうからお願いします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。まず、初めに、保育園のIT化につきまして、状況を御説明いたします。

保育所等のIT化につきましては、国の補助メニューがありシステム化を進めているところでございます。が、園児数が少ないという理由でシステム導入がなされていない園が数園ございます。システムの活用状況は保育園計画の記録、園児の登校園管理、保護者への連絡がメインとなっています。

そして、町立保育園の状況について申し上げます。

保護者への連絡につきましては、教育委員会に協力を仰ぎ、学校に導入している配信システム、システムの名前をすぐ一言いいます。これを使わせていただいています。

当該システムは、保育園から保護者への配信システムです。いわゆる連絡帳のように、保護者と保育園双方のやり取りではございません。しかし、保護者の既読、メッセージを読んだ状況が分かるので、必要に応じて、電話などにはなりますが、個別の連絡が取りやすくなっております。また、園からの日常の連絡、緊急時の連絡はもとより、園での生活の様子なども、写真つきです

ぐ配信できますので、紙媒体のお便りに比べてタイムラグが少ないこと、お迎えに行く前には情報が届いているので、子どもとの会話が増えたなど、思わぬ相乗効果がございます。保護者の方には好評との報告を受けております。

以前の電話連絡と比較しますと、事務効率、働き方改革の面では費用対効果は相当なものになると考えます。

残念ながら、保育日誌、連絡帳につきましては、町立では導入できておりませんし、システム化は私立保育園のほうが進んでいる状況です。

町といたしましては、コロナ禍でもありますし、今の時代、情報インフラの整備は必要と考えますので、現場の保育サイドとも協議しながら、財源の確保等をはじめとし、保育士の働き方改革に努めたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（**武道 修司君**） 江本議員、課長まだ答えます。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） それから、引き続きまして、コロナワクチンの接種の状況についてですが、質疑でお答えいたしましたとおり、5月26日現在の12歳以上の3回目接種率について申し上げますと、約75%となっています。対象者を全人口としますと、約67%となっています。とりわけ65歳以上は91%の接種率となっております。

ワクチン接種の状況につきましては、以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） いいですか。江本議員いいですか。説明終わりましたけど、いいですか。

○議員（**1番 江本 守君**） 今でのいいですが、あともう一個そこにかぶせたと思うけど、新型コロナウイルスに感染したときのこと言わんやったかね、俺。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） それでは、ちょっと間を幾つか抜けていたので、一つは、医療的ケア児法についてということを知りたいのと、いま一つに、新型コロナウイルスに感染した患者さん及び濃厚接触者に対する休業補償について問いたいんですが、これは、国の制度というのは承知しております。ただ、私、この点については、まず課長のお答えを聞いて。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。まず、医療的ケア児法についてお答えしたいと思います。

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健全な成長を図るとともに、その家族の離職を防止するためのものがございます。障害や医療的ケアの有無、あるなしにかかわらず、安心して子どもを産み育てることができる社会実現に寄与することを目的として定められております。

町の現状といたしましては、現在法令に定められた医療ケア児は見受けられておりません。ただ、課題といたしましては、御承知置きのとおり、保育士、保健師、看護師など、ケアする人材が全体的に不足していることに尽きます。その解消のためにも、議員がおっしゃっております働き方改革が必要と思います。法が施行される以前から、当町では、関係機関と連携し、できる限りの支援は行っておりましたので、今後はさらに法を踏まえ、子どもたちはもとより、医療ケアを必要としているお子さんの保護者の方々が離職などしないで済むよう、支援に努めたいと考えます。

それから、引き続き、感染者、濃厚接触者に対する休業補償につきまして御説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、所轄が当町にはございません。労働局になりますので、実態の把握は困難でございますが、子育て・健康支援課には、ワクチン接種以外の労働給付のことや、困り事についての相談が数多く寄せられております。管轄以外のことでも、できる限りお調べしてお伝えするように心がけ、住民の方に寄り添うべく支援を行っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 子育て・支援課は、ワクチン接種をはじめ、相当御苦労されていることは承知しております。それで、子育て・支援課のほうではないんですけども、確かに国の制度やからといって、実際、私の知り合いが、4月以降にコロナに感染しまして、休業補償の手続をしたわけですけども、非常に4月以降はかなり簡素化して手続できるという情報ではありましたが、現実的にはなかなか一般の素人ができることではないということで、たまたまその方は商工会に所属しておりましたので、商工会の力を借りながら何とか補償を頂いたという話を聞いております。

私、ここで求めたいのは、それぞれの課が今、コロナの関係で本当に忙しいことは承知しております。しかし、横の課と連携して、国の制度ではあるけども、この制度、国は、私に言わせれば、制度を設けながら、あるいは気づかんでほしい、手続せんでほしいというふうにしただけではないんです。もちろん簡素化し過ぎるといろんな不正請求を知らずに給付したりというふうなこともありますんで、その辺は注意しながらではありますけども、一般の人が難しいと諦めているようなことでも、例えば、町は間接的でも結構なんですけども、その申請にお手伝いをいただくというようなことは無理なお願いでありませうか。これは、福祉課長にちょっと一言お願いします。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいまの手続等に関する協力ということでございますが、当然、御相談があれば、この制度

の御説明と、こちらのほうでも調査して、お調べはして子育て・健康支援課長が答弁したとおり、住民の方々には情報は提供していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） ありがとうございます。それでは、そのように相談があった場合は向けますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

次に、逆単身制度についてということで、山川町が逆単身制度というのを設けており、移住者を増やすと。移住していただいて、他の地域に働きに出るという、逆の単身制です。こういうものを始めておりますけども、これは、移住者を増やすという観点でいえば、本町においても、子育て世代の方が移って住みたい、うらやましいというような声も聞いております。そういうことで、こういう制度についてお考えを、これは、町長にお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 江本議員の質問、北海道の東川です。私も東川には勉強に行ったことがございます。非常に松岡町長という町長さんがおられまして、ちょうど千葉のアカデミーと一緒に研修を受けたときに話をしながら、すばらしい町を運営しているという話を聞いて、北海道の千歳で全国基地協議会があったときに、ちょっと東川まで、これは旭川のすぐ隣の町で空港もすぐ横にあります。そういう町でございますけど、非常にやっぱり風光明媚というか、月山という山がありまして、この月山の湧き水を基本的には全家庭に水道を布設しているということで、水道代は無料と、もう施設費が要らないという形で、パイプを月山の湧き水のところから各家庭に引けば、全部自然の圧力で各家庭に行くという形で水道代が無料。

それから、外国人の語学教室を町営で行っておると。そしてまた、木工のまちづくりということで、木を利用しながら、全ての木材利用、そして、教育の中に子どもの木材、木に関することをやはりいろんな形で小学校あたりでも、木の作品を多くそろえておる。こういう町を。

もう一つは写真、全国写真の甲子園というのを行って、そのときにちょうど、表彰式のときに行きました。そして、江本議員がお尋ねの単身赴任制度ということで、家族はそこに残して、単身で各それぞれの事業所に、勤めは男の方が単身で赴任をしていくということで、本町とは逆です、実際。本町では、単身で赴任してくる事業所が多くて、家族は東京に残すと、そういう形がございますので、まだまだ東川のような形にはなり得ていないというふうに思っておるところでございます。実際は、単身で働きに行く方がこっちに来るといふ方が多々あるんで、逆の現象だと、私は考えています。

というのが、やはり子育て、それから教育、いろんな全ての部門が町より秀でていなければ、そういう現象にはならないかなというふうに考えておりますし、子育てにおいては、近隣よりは、

私ども若干秀でた施策をしておるんじゃないかなと自負もしておるところもございますけれど、それだけではなかなか近隣からもうちに移り住んでくるということはないし、総合的にいろんな判断ができて、築上町で家族を残して自分だけ単身で行こうと、そういう気持ちになっていただく町民が多くなればありがたい話でございますけど、職員ともども努力をしながら、そういう東川みたいな町になれるようには努力はしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 今の町長の答弁よく分かりましたけども、私が言いたいのは、だから、高校卒業まで医療無料とか、あるいは子育ての支援というのは結構自慢できるものがあった、もうちょっとメッセージを発信すれば、実際に増えてくるんじゃないかなと、そういう気がしております。ぜひともそういう方向にも努力してほしいということをお願いして、この質問を終わります。

次に、WCS制度、これも私、何回も議会をお願いしているんですが、農業従事者の安定的な収入確保、そのための補助制度というのを活用するために、行政がもっとできることがあるんじゃないかという気がするんです。これはWCS、何度も言うように、畜産業者と農業者の契約で、堆肥を使ってこういうふうにするという制度なんですけど、ここは農業者と畜産業者だけではなく、もう農業従事者も高齢化になっているということで、今から新たな投資できないという現実も踏まえて、今、法的にも問題あるところから、やむを得ず堆肥を頂いているような実態もあるし、望ましいことではないんで、この辺の改善ということで、我々議員も、ちょっと住みたいのほうでいろいろと活動して、できれば農業者のためになるといいなど。行政が間に入れないというものがあるかもしれんけども、入れる範囲で、国が進めている事業ですから、これは担当課のほうでもうちょっと知恵を絞ってほしいなど。できることはあるんじゃないかという気は、私はしておりますので、担当課長、お願いします。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

先ほど江本議員のWCSの稲の耕畜連携事業についてですけども、現在、このWCSの取組については、築上町でも増加傾向にあります。国の戦略作物にも指定しておりまして、その転作の奨励として、反当たり、10アール当たり8万円、そして、町の経営安定所得対策として、追加で60加算で1万3,000円を加算しております。作付面積については増加傾向といいまして、現在54ヘクタール町内で作付をされています。こちらについては、ほかの事業と、加工用米であったり、その国の戦略作物に加えて、一番高い価格となっております。

今、江本議員が言われました行政との関わりですけども、昨年来、なかなか堆肥の導入で、入

院等の諸問題が発生をしております。その都度、行政としては、警察、そしてあと牧場、入れる業者と協議を重ねてきております。

今後につきましては、機械導入について、町の単独の事業というのは難しいところもあります。そして、県の畜産農家に対する県補償等がありましたら、また、そこはいち早く情報収集して、畜産農家、そして、このWCSの取組業者に対しては周知するとともに、より良い堆肥が導入できれば、ある程度諸問題というのは解決できる気がしておりますので、そちらのほうも、町が入れるところも限られてきますけども、その調整を今後していければと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 分かりました。そういうことで、担当課にはできるだけ一生懸命寄り添ってあげてほしいというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますが、福祉サービスについて、これは、私が昨年、タクシー券のことで高齢者の介護認定要支援、あるいは重度障害者に限って、非課税世帯ということに限りタクシー券を発行しており、以前は両方ともやり方も変わっていて、同じ年間の予算かけるんなら同じでいいじゃねえかというようなことでいろいろとお願いしたところ、福祉課のほうで検討していただいて、本年4月から重度障害者については、もちろん重度障害者の対象者は、私、希望取っておりますので、個人情報の問題があるんで、100%の視覚障害者に問うたというわけではありませんが、私に関わる福祉団体を通して、知り得るところの方の意見聞いておりますが、今現在、1回500円で枚数制限なし、33枚、年間で使う予算同じです。当然、高齢者の要支援についてもそうなるべきものと思っていたんですが、そのところは、同じ課の中で、もちろん高齢者係と障害者係では小さくまた係が分かれておりますけども、同じ課の中で話合いが十分できていなかった。そのせいで、高齢者は以前と同じ650円の基本料金、ところが、利用券の中に小さく書かれて、タクシーの運転手ももう高齢になって見えないと。障害者の500円と印字された、それだけがインプットされて、いわゆる4月スタート以降に、私に関わる高齢者の中で、複数タクシー業者とトラブルになっております。現実的には、利用者が損をして、運転手が500円と言いきるもんやから、結局、それ以上のものをお支払いして、本来500円で片づいているようなところでも負担をしているというようなトラブルが起こっているんです。

これって当然予測できたはずなんよね。だから、やっぱり同じ課の中に係が別であっても、同じようなサービスが行われるのは、当然話し合って、こういうトラブルが発生しないようなことをすべきで、来年こそ、同じような方法です。私が問うたその高齢者は500円券で33枚利用できたほうがいいと。それから、重度障害者においては、不足全くなく喜ばれております。こういう事実があるので、来年からは、どうぞ同じ予算の中でやる範囲やから、同じように、こう

いうトラブルがないように、実施できるように、担当課にはお願いいたします。福祉課長、お願いします。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御指摘いただきましたタクシー券につきましてですが、御質問のあったとおり、本年度からは、障害がある方に対するタクシー券を初乗り運賃という形から、1枚500円という形のチケット制に変えております。変えるに当たりましては、身体障害者福祉会、視覚障害者福祉会と身体障害者団体と協議を重ねて実施した運びになりました。

一方で、高齢者の方を対象にしたタクシー券は、従来どおり発行しているところでございます。

各事業者に対しては事前に説明を行い、理解いただいていたところではございますが、議員さん御指摘のとおり、トラブルがあったということは私も聞いております。事業者に対しては、再度説明を行うとともに、実際運転手さんに対しての周知の徹底をお願いしたところでありますが、利用者さん、もしくは当然タクシードライバーさんも含め、混乱を避けるためにも、来年度以降は内容をちょっと統一する方向で調整を図りたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） このタクシー業者とのトラブルを重く受け止めてほしいということとです。先ほどから年間に使われる予算が同じであるということで、当然、視覚障害者あるいは身体障害者という、そういうところはちょっといろいろ協議してというふうな回答でありますけれども、介護認定の要支援というのは、健康で要支援ということはないんです。限りなく障害者に近い状態に近づいている。そういう状況の方が通院しやすい、あるいは買い物に行きやすいということで設けている制度だと思いますので、これはもう障害者の扱いで捉えるべきだと、私は思っております。

いずれは、この障害のほうに、目を追っては近づいていくわけで、自分らがそういう立場になったときのことを踏まえて、しっかりと住民が不安を感じんような、そういう福祉サービスを続けてほしいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、引き続き、一般質問を続けていきます。

次に、2番目に、**13番、田原宗憲議員**。

○議員（**13番 田原 宗憲君**） おはようございます。田原宗憲でございます。

通告どおりに質問を行いたいと思います。

今回、私が質問を出しているのは、3月議会でも質問しております移動販売事業についてであります。まず初めに、利用者、5月12日から移動販売がスタートしております。その中で、1か月まだならないんですが、一応利用者数、それと売上、移動販売が行くところにチラシを多分配っていると思うんです。このチラシの枚数、それと費用どれぐらいかかったか。

それと、メタセの補助金、3月議会で私がたしか1名の費用144万8,000円ですか、今回、多分144万8,000円が、6月議会でもう一名分追加されていると思うんです。この議会が通れば、メタセの杜に補助金として289万6,000円が町のほうは補助金を出すということで多分なると思います。その点、金額間違いないのか。

それと、あとの質問にちょっと関係してくるので、このチラシの経路と時間とかは、メタセのほうが決めたのか、そういうのもちょっと教えてください。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ただいまの質問についてお答えいたします。

まず利用者数と売上等の状況についてです。

週3日で17か所で移動販売を実施しております。5月15日から事業開始をして、5月31日までで9日間稼働しております。

総売上は32万215円、客数については370人、1日当たりの平均売上は3万5,579円、客単価としましては865円となっております。メタセのほうから報告いただいて情報をお知らせしたデータでございます。

あとチラシにつきましては、メタセのほうで作成をしております。金額とか枚数のほうはちょっと今、私のほうでは把握しておりませんので、メタセのほうに聞いて、またお答えしたいと思います。

あと人件費については、先ほど言われたように、今年度が骨格予算でありましたので、最初に半額の補助金を計上して、今回、補正予算で残り半額を計上しております。主な内容としては、人件費等、運営に係るものを計画しております。

あと経路です。各自治会から要望があったところに関して、メタセの杜の店長さんとかと相談しながら、あとふれあいサロンとか、通い場とか、地域の行事に合わせて時間設定をしたりとか、その辺をしておりますので、ちょっと距離的には近いところじゃなくて、遠くのところに移動したりとか、そういうところもありますけど、なるべく人が集まるような形でコースを考えているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 分かりました。利用者数として370名が多いのか少ないのか、ちょっとまだはっきり分からないんですが、5月11日に香春町の移動販売をほかの議員さんたちと一緒に見にいきました。そのときの1日の売上が5万円ぐらいだと聞いております。それに比べれば、平均当たり3万5,000円ですか、5月12日じゃなくて15日からの開始の移動販売に関しては、ちょっと金額が香春町に比べてちょっと少ないんでしょうが、今後多くなるのかなとは思っております。

このチラシの枚数なんですが、私がこれ持っているこのチラシ、チラシに関しては、移動販売の希望していない自治会のところに、自分は声をかけてちょっと教えるというか、こういうのがありますよということを伝えたときに、広報では移動販売をするというのは分かっている。でも、この移動販売を自分のところの自治会にどういうふうにしたら来るのかとか、そういうのは把握まだしていない。その状況の中で、あとの質問とちょっとごっちゃになるんですが、今後、一応移動販売を皆さんに知っていただかないといけないんですが、一応質問事項の中の、今回移動販売を短期間、5月15日から5月31日までして、その中で課長が分からんかも分からんけど、メタセのほうからどういうふうに町民の方がよかった、悪かったとかいう声を聞いているのか。また追加とか、そういうところの声は課長に届いているのか届いていないか、これちょっと答えさせていただきますでしょうか。お願いします。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

町民への効果のところだと思うんですが、独り暮らしの高齢者世帯とか、高齢者のみの世帯とか、近所に食料品等を販売していないところの方とかは、購入できる店舗がないような地域のところについては、また併せて移動手段を持たない高齢者、そういった方にとっては新鮮な野菜とかを手にとって商品を見ながら買い物できるということで、評価していただいているんじゃないかなと思います。

それと、買い物をしながら世間話をしたりとか、近所の方を呼びに行ってくださいたりとかいうこともあっているようですので、コミュニケーションの場としても、効果があっているんじゃないかと思っております。

まちづくり振興課からは、以上です。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 町民の効果もあつたというふうに、課長は理解していると思います。

しかし、この移動販売が高齢者だけでなく、例えば若い小さいお子さんを持ったお母さんたちも利用していただきたい。全部の自治会にやっぱり行ってもらいたい。

この時間に関しても、恐らく販売している方の休憩時間とか、そういうのを踏まえて、メタセから出発してメタセに戻る。だから、昼から午前中、例えば椎田地区を回って、ちょっと何かおかしいというか、だけ全部の自治会に、全部とは言いません。いろいろ食料を販売している近くの方もいるから、ただ全部とは言わないけど、私は越路の自治会なんです。だから、隣の自治会がたまたま希望して、水原の自治会が希望している。でも、その反対側の例えば築城地区とか、そういうところは何か利用していない。だから、隅々まで行き届かない。これに下別府自治会が多分公民館という移動販売あります。下別府自治会は、多分200軒以上の自治会だと思うんですが、その中で、広さも多分かなり広い。そこで、多分1か所しか止まらないんで、だから、大きい自治会に関しては3か所、4か所、別にそこはお客さんがおれば、全然行ってもらっていいと思うし、その中で、公民館とか、そういう公共の場じゃないといけないというのを、多分町のほうから言っていると思います。しかし、利用するのは町民なんで、だから道路では多分行けないけど、個人の例えば家とか駐車場を自治会が決めていただければそこに行くとか、そういうふうにせんと、やっぱり利用者が、全部が全部満足いくことはできないとは思いますが、そこら辺ちょっとどうですか。さきにちょっと教えてください。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

御質問のあった各地域において必要な箇所がまだあるんじゃないかというところで質問いただいたと思うんですけども、今回ちょっと始めてまだ3週間ぐらいなんですけれども、その中で、昨日ちょっと要望1件、何かできないだろうという相談があっているようです。それで、メタセのほうともちょっと話したんですけども、ちょっと期間置いて、皆さんの意見を収集しながら、またこの前始めるときに自治会長会を通して調査をしてもらったので、自治会長会の中でメタセのほうからちょっと提案していただいて、そこで情報収集を、希望があるとか希望がないとか、その辺の調査を自治会にお願いして、また手を、実施してほしい箇所とか、また追加があれば、そこで募集をかけていければということで打合せをしているところです。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 今後の課題、全部がいろいろな質問に、時間がかかなりあるので長くしゃべろうかと思って分けたんですが、自治会からの要望というのは、その自治会長は移動販売をしているというのを多分聞いたんだと思います。自治会長さんとも私も話すことがあるんですけど、リモートとか、そういう感じで自治会長会とかしていないです。ちゃんと伝わっているよね、自治会長に。だから、自治会長会だけじゃなくて、例えば、民生委員の方とか、そこら辺にもちょっと、すぐ時間の見直しとか追加をせえとか言っていないので、今後、絶対利用者が

増えてくると思います。だから、田舎のほうとか、ちょっと自治会長とか民生委員さんに聞けば、本当に必要かどうかというのは多分分かると思いますので、これが完璧になるまでは、私は例えば9月、12月議会も移動販売の質問はちゃんとしようと思いますので、だから、そういうPRが皆さん分かっていない。だから、そこを、声を待っておくんじゃないかと、こっちから例えば問合せとかというのがあってもいいんじゃないかなと思います。そうせんと、この地区に絶対必要というところが自分あるんですけど、あるんやけどそこから声が挙がってこないのがちょっと悲しいです。

課長も、メタセの役員さんたちも、自分たちのほうから移動販売やっていますよ。この車は、メタセのマルシェとは書いているんですが、色がクリーム色なんです。だから、ぽつと遠巻きに見たときにパン屋さんかなと自分ちょっと思うんですが、だから、築上町の看板もちゃんと背負っているんで、だから、築上町移動販売車とか分かるような、誰が見ても分かるような、それに音楽、築上町の移動販売車がどこどこに行きますよとか、それも街宣許可を出せば、そういうのは多分問題ないと思いますので、そういうので皆さんに知ってもらって、本当に利用してもらおうというふうにしたほうがいいと思うので、どうでしょうか。副町答えますか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 一応メタセの役員として答弁させていただきます。

この移動販売につきましては、数年前から議員さんたちの要望によりまして、したらどうだろうかという形では、香春町やら耶馬溪のほうに視察に行きまして実施したとございます。

ただ、今、火木金でやっていますけども、これを月火水金としてやるにしても、取扱商品が原則としてはメタセの杜に出荷した新鮮な物を車につぎ込んで持っていくという形にしております。そしてまた、5時まで引っ張って売って、残った商品はどうするのかという形もありますので、大体今ここにありますように、3時まで帰り着くような形で今やっております。

そして、これ、今ちょっと時間は30分のところがあったり、20分のところがあったり、間隔的に時間差がありますので、このロスを詰めて、要望の箇所はそれに入れて、1か所でも多く販売したいなとは思っております。

そしてまた、メタセの杜のクリーム色ですか、これも、私も見た後に言ったんですけど、少しはメタセコイヤか何か入れて、グリーンの色をつけて何かしたらどうかというような御意見もありましたけど、もう済んだ後で、これについては、もうその後の話になりますし、それと、あと音楽ですけど、これはもう理事会の中でも、取締役会の中でもこれは出ました。やはり音楽を鳴らして、来たのという形で、聞けば出ていくという形になりますので、それはぜひやってくれという形に声が挙がりましたので、これはもう店長のほうに言いまして、それ実現するようにしたいなとは思っております。

いろんな要望がまだ出ておりますので、それは1つずつチェックして解決をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 分かりました。とにかく見直す時期が多分絶対来ると思うので、町民の方が利用が本当に満足の、100%とは言いませんので、満足のいくようにできればやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩といたします。再開は午前11時5分からといたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、3番目に、3番、北代恵議員。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） おはようございます。3番、北代恵です。通告に基づきまして質問させていただきます。

まずは、手話言語条例について質問をさせていただきます。

何度も何度も申し上げていることなので、皆様、内心またかと思われるかもしれませんが、本当に大切なことなので、もう一度訴えさせていただきます。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の第1条の目的には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め及び国、地方公共団体等の責務を明らかにする。」とあります。では、この中にある共生というのはどういうことでしょうか。それもこの法律には明記されております。

第3条には、「第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とする」ということです。

具体的には、1、全て障害者は社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

2、全て障害者は可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

3、全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。この3つが基本原則なんですね。

まず、お尋ねします。町では、この全て障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について、選択の機会が確保され、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られている。この原則について町はどのような取組をされていらっしゃるでしょうか。また、点字や手話に関して、町では特別な取組がありますでしょうか、教えてください。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課、種子でございます。

ただいま御質問にありました障害者基本法第3条第1項第3号にあります意思疎通のための手段についての選択の機会と、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会についての取組についてでございますが、本町におきましては、まずはコミュニケーション支援事業のける手話通訳者の派遣や、日常生活用具給付事業における聴覚障害者用情報受信装置や点字ディスプレイなどの給付等を行い、機械の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。派遣事業ですとか、点字ディスプレイの取組をされていらっしゃるということなんですが、障害者基本法の第6条には、国及び地方公共団体の責務として、先ほど申し上げた第3条の基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するという責務が示されております。

町でももちろん計画を策定されていらっしゃると思いますが、あえてお伺いいたします。この第6条に定められている責務にのっとり町での計画の位置づけを詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問いただきました計画の位置づけということでございますが、計画につきましては、築上町障害者計画というものがございます。本計画について位置づけということになります

と、まずは築上町の総合計画において、各分野ごとの計画がございます。その中の一つに「築上町地域福祉計画」、そちらのほうがございます、その地域福祉計画の中の個別福祉分野の計画の一つとして築上町障害者計画が位置づけられているということでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。そういう重要な位置に位置づけられているということで、この築上町障害者計画は、「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されている。」と書かれてあります。

また、計画の第2章、医療福祉、きめ細かい福祉の町ということで、6番、情報提供の充実、39ページには情報のバリアフリー化重点施策ということで、法律や制度改正に伴う福祉サービスの変更や行政情報等について分かりやすさを重視し、点訳や音訳など障害の種別に配慮した情報提供を実施しますということ。そして、意思疎通支援の充実ということで、「障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者・要約筆記者の養成を促進し、派遣や窓口等への設置を行います。」というふうに書かれてあります。また、情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図り、利用を促進しますという、これは計画の中に書かれてある項目なんです。

町は、この策定した築上町障害者計画にのっとり、障害の有無にかかわらず、全ての人が情報の取得や自立した社会参加のための施策を継続的に考えていかなければならないと思います。

点字や手話といったコミュニケーションの手段を積極的に支援していかなければ、本当の意味で自立した社会参加は難しいのではないのでしょうか。私は、この部分が現状支援をされていらっしゃるというふうにおっしゃいますが、まだまだ足りない部分があるのではないかと感じています。というのも、こちらに江本議員がいらっしゃいますが、ある機関から点字での書類の提出をやめてくれと言われたそうです。これには本当に腹が立ちました。

しかし、立ち止まってよくよく皆さん考えてみてください。ここで町が点字に関する積極的なコミュニケーション手段の支援事業を町が行っていたのであれば、そういった福祉サービスが存在していたのであれば、そのような思いはしなかったはずなんです。やはり町の支援が足りないと感じております。

現在、町では、手話通訳者をコロナウイルスワクチン集団接種に関する予算で配置されていると思います。以前、新川町長は「国の財源措置が切れた場合は、週に一日か二日で配置するという考え方でどうかなという気持ちです。」というふうにおっしゃっておいででした。このコロナウイルスワクチン集団接種事業が終了した後、手話通訳者の配置は、その後どのような

議論になったのか教えていただけますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まだ議論はしていませんが、基本的には、必要に応じて事前に連絡いただければ配置すると、これが一番いいんじゃないかなと思っておると。

来庁するというので事前に連絡していただければ効率的ないわゆる通訳ができるという形になりましょうし、それから全ての皆さんが事前に連絡をしていただくと、いわゆる障害者の皆さんがです。そうすることによって担当職員が玄関までお迎えに行き、そして用件を聞きながら業務を果たしてもらおうと。こういうきめ細かな一応、役場に来ての用事を済ませていただくという形ができれば、そっちのほうが私はいいいんじゃないかなと思っておるんですね。目的があれば事前な形で連絡をすれば玄関までお迎えに行くと。そして、要件を済ませていただくと、そういう体制づくりをちょっと担当課のほうに話をしながらやっていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 事前に連絡するというのは、連絡手段はどうするんですか。聴覚障害者の方がお電話ができませんが、その連絡というのが、事前にするというのも一つとっても大変なんですよ。それは、障害がない方と公平な社会参加や情報の取得にならないと思うんですけども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 事前に連絡という形で、本人がする場合もありましょうし、それから家族からの連絡もありましょうし、それとかまたどうしてもできない場合はファクスでとか、いろんな形が言語障害の方はそういう形で。

だから、一応、視覚障害の方は電話でできるじゃなかろうかなと思っておりますし、そこところはあらゆるいろんな手段がございますので、それはそれで協議会等々ございますので、そこと打ち合わせをしながら、ある程度そういう綿密な打ち合わせをしながらやっていくという方法はいかなものかと私は考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 綿密な打ち合わせとおっしゃいますが、当事者のお声をまず聴いていただきたいと思うんですね。綿密な打ち合わせの前に、私たちのことを抜きに私たちのことを決めないでという言葉があります。要は、当事者のことをそっちのけで決めないでほしいと。だから当事者のお声というのを大切にしていきたいと思うんですね。

障害者基本法の第22条、情報の利用におけるバリアフリー化等には、国及び地方公共団体は、

障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするためとあり、途中、略しますが、障害者の意思疎通を仲介するものの要請及び派遣等が図られるような必要な措置を講じなければならないとあります。

以前、令和元年第4回定例会の私の一般質問におきまして、担当課長より「本来は条例や法律等がなくても手話の普及や取組、もうちょっと単独費をつけて普及の取組を進めていくこと。条例化しなくても進めていくことというのが大事なことだとは思っております。」という御答弁をいただきました。この御答弁を伺って、私は大いに期待をいたしました。

また、八野副町長は「条例なんかななくても必要な措置は講じますと。手話通訳にかかわる講座についても職員のキャリアアップの一環として検討じゃなくて、実施に向けてやっていきたいと思っております。」と、そうおっしゃっていただきました。

この御答弁を伺って、きっと築上町の障害者福祉はますます発展していくのだと期待をしておりました。しかし2年たった令和3年第4回定例会の一般質問で進捗状況を伺うと、研修会等はまだ1度も行ってないということでした。新川町長も築上郡全体の町長会で手話言語条例のことを議題に上げてくださるとおっしゃってくださっていましたが、まだ話していないとのこと。この御答弁を伺って、とても残念な思いがいたしました。

当事者の皆さんは期待していらっしゃったんですよ。根拠となる条例がなければ町は積極的に動いてくださらないということがこのときに分かりました。やはり手話言語条例は町に必要なのではないのでしょうか。

最後に1つ伺いたいします。何度も問いかけていることなんですが、手話言語条例の必要性を訴え続けて2年半がたちました。築上町では、手話言語条例を制定する御予定はございませんか。お隣の豊前市では手話言語条例が制定されました。手話言語に関する学習会や当事者のお声を先ほど町長伺ってくださるとおっしゃっていましたが、当事者のお声をぜひ聞いていただく学習会等を、聾唖者や関係機関に呼びかけて行っていただくことはできないのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 手話言語条例、これは私はいいいことだと思っておりますし、担当課には早く作るようにという指示はしております。あとは担当課のほうで皆さんと協議しながらやっていくという形になっておるので、近いうち条例提案はすると私は確信しております。担当課のほうはその準備をしておるということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま町長からの答弁がありましたとおり、言語条例の制定については、今進めているところでございます。

まず、関係者との協議の場を今調整に図っているところでございます。内容を詰めていくので、何回開催する形になるかというまでは見えておりませんが、そういった形で今後進めていって、いろんな提案をいただいて日程等のほうも、今、会場のほうも御負担ないように、今している集まりとかがあれば、そちらのほうに出向いてするのが一番効率的じゃないかなというふうに担当のほうも考えているようでございますので、今、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。本当に2年半訴え続けて、やっと課長のそういった具体的なお話が伺えたと思って本当に喜んでおります。

条例の制定までには豊前市も約2年、田川市でも2年と条例を制定しようと思立ってから約2年かかっていらっしゃるんですね。どちらの市でも最初は学習会のような形で当時者の生の声を聞くことから始めていらっしゃいます。ぜひとも今協議の場を設けようと日程を詰めていらっしゃるというふうにお伺いしましたので、ぜひと聾啞者の方々や手話を言語として使用する方々のためにも、手話を言語として認め、手話を必要とされる方々へ届けてほしいと思います。ぜひとも一緒に頑張っていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、手話言語条例についての質問は終わります。

続けて、次の質問にまいります。

築上町協議体では様々な課題について話し合いが行われております。協議体の在り方については前回の一般質問で取り上げさせていただきました。協議体で話し合われた課題の中で、ごみ出し支援のアンケートの調査結果について、驚く数字がありましたので、今回重要な課題だと認識し、一般質問で取り上げさせていただくことにしました。

それは高齢者のごみ出し支援事業についてです。その前に1つだけごみ出し支援ということで、関連して現在町でごみ袋が品薄になっているという問題が発生していると思います。ごみ出し支援を語る上でごみ袋というのはなくてはならないものですので、もし現状がお分かりでしたら御説明をいただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

今、現状なんですけど、実際可燃性のごみ袋がちょっと少なくなったという現状があります。今回、世界の情勢等で原材料とかが不足している状況で若干入荷、製造については急いでもらっているんですけど入荷が遅れているというのが現状でございます。

今後の予定なんですけど、来週入りまして特に可燃性のごみについてはちょっと少ないので、入れてもらう形で準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 原材料が不足しているということなんですけど、結構今、手に入らない状態が続いているというふうに伺っております。当面の間の措置というか、対策などは何かお考えでしょうか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

ごみ袋については、今週、特に問い合わせ等がっております。町内の各店舗でごみ袋を卸しているんですけど、ルミエールとかちょっと大きなところにはちょっと品薄なんですけど、町内の小売店でまだ残っているところがありますので、その辺の情報提供とかをして対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） すみません、詳しくお伺いして。小売店で残っている情報を提供するということなんですけど、LINE等々で販売店舗を列挙していただけるということでしょうか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。全ての人が今ちょっとごみ袋が少ないという現状じゃなくて、今後、一応、来週以降入る予定もありますので、問い合わせが結構入っているんですけど、その方についてはその方の住んでいる場所等をお聞きして、もとよりのところを紹介して、できればそういう形でお願ひしたいという形でしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。生活のごみを実際に、今ごみ出し支援事業をしているものですから、ごみ袋がなくなったら不安ですよ。住民の皆様も不安だと思ってしまうので、例えば透明な袋でしたら代わりに出してもいいですよとか、何かその別の方法を考えていただいて原材量が不足しているのは今回だけではなく、今後も継続的にその可能性があるのではないですか。どうなんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。業者等はいろいろと打ち合わせしていただいて、今後こういうことがない形では進めていこうとは思っております。そして、ごみ袋についてはもしよければ、ほかのサイズのごみ袋も町にありますので、それで代替できる分についてはこちらのほうとしても対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。別のごみ袋でも対応していただけるということで、ぜひとも情報を皆さんに届けていただいて安心できるようにお願いしたいと思います。

早速なんです筑上町社会福祉協議会が高齢者のごみ出し支援事業について内容に戻りますが、社会福祉協議会が町内581名の在宅介護サービス利用者の方のみを対象としたアンケートを実施しまして、約353件の回答があった中で、自宅からごみ集積所までごみを出せていないと回答した方が町内に286名いらっしゃるという結果が出ていました。この数字には私も本当に驚きました。

ごみ出しに困っているというお話はよく聞いておりましたが、数字を見るとこんなにも多いのかと感じました。この286名のうち町内で無料のごみ出し支援サービスがあれば利用したいと思いませんかという問いに対して、154名の方が利用したいと答えております。このアンケートは在宅介護サービス利用者を対象としたアンケートですから、私は大いに潜在的なニーズはまだあるのではないかと予想しております。

町の独居の高齢者世帯は昨年の数字で1,994世帯あると前回の一般質問で教えていただきました。581名を対象としたアンケートで260名と、約半数近くの方がごみ出しに困っていらっしゃるということですので、1,994世帯あるということになると、約半数近くとして町内で約990世帯以上の方がお困りなのではないかと予想ができます。

この内容を聞いた後、実際にごみ出し支援の依頼が私のところに来ました。しかし、私もほかのボランティア活動や既にごみ出し支援のボランティアを行っていますので、これ以上一人で件数を抱えるのが難しいということで、地域のボランティア団体に協力願いの相談に伺いました。そうしましたら地域のボランティア団体の中で有志の方々6名の方が集まって下さり、そのボランティア団体と社会福祉協議会とで正式に協定を結び、6月から地域のごみ出し支援事業を正式に開始する流れとなりました。

ここまではいいんですけども、問題はほかの地域にも困っていらっしゃる方が大勢いるということです。しかし、現状では今のボランティア団体の人数だけで、6名の人数だけで町内全てのごみ出し支援を必要とする方々全員をカバーするということはとても困難です。圧倒的にごみ出し支援を必要とされる方々の人数が多く、ボランティア活動を担う方々との人数の差が大き過ぎ

る状態です。

本町だけでなく、ほかの自治体の事例はどうなっているのかを調べました。環境省が出している「高齢者ごみ出し支援の手引き」という手引きがあります。この中に数字が書かれてありました。近年高齢者のみの世帯が増加していることは皆様御存知のことと思います。先ほども申し上げましたが、町内では昨年のデータで独居の高齢者世帯は1,994世帯、高齢者2人のみの世帯は1,391世帯です。

この手引きの中では、この傾向は今後数十年続いていくと考えられ、全国の地方公共団体において従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に適応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要があることが問われています。

この手引きの中では、高齢者のごみ出し支援の取組主体として3つ上げられております。1つは地方公共団体の廃棄物部局による取組。2つ目は地方公共団体の高齢福祉部局によるサービス。3つ目は地域コミュニティによる取組です。今現在、ですから地域コミュニティ、地域のボランティア団体がごみ出し支援のボランティアをやっているという状況になっております。1つ目と2つ目の地方公共団体による取組については、全国で令和3年1月時点では全体の34.8%、約417の地方公共団体で支援制度の導入が行われているそうです。その中でも、ごみ出し支援の主な担当部局は廃棄物部局が73%、福祉部局が21.5%となっております。

廃棄物処理方法の在り方そのものを本気で考え変えていかなければ、この問題はいずれ事象対応だけでは対応しきれなくなる可能性があります。というのも、繰り返し訴えておりますが、単身高齢者世帯は今後ますます年代が進むにつれ増加し、ボランティアを担う側の人数は今後も大きく増える見込みがないからです。まずはぜひ本格的な実態調査、ごみ出し支援のニーズの調査を行っていただきたいのですが、そこで質問です。

町の高齢者、特に独居の高齢者の実態調査及びごみ出し支援のニーズ調査、また、ごみ収集の現状調査などは行ったことがございますでしょうか。もしそういった調査を行ったことがあるのであれば、結果を教えてください。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいま御質問にありました、まず単身独居世帯に対する個別の調査についてでございますが、それについては現在のところ実施した実績はございません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。ぜひともちょっと実態調査を行っていただきたいと思っております。というのも数字がかなり大きすぎると思うんですね。在宅介護サー

ビスの利用者のみを対象としたアンケートでさえ数百名の方が町内のごみ出し支援をしてもらいたいと、ごみ出しに困っていると回答を得ていますので、それが約高齢者2人のみの世帯と併せて約3,000世帯以上を対象にしたアンケートとなると、もっともっと数が増える可能性があるというふうに予想しております。ぜひとも実態調査を行っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

このごみ出し支援事業を検討していく上で、やはり重要となる組織が協議体です。この事業を検討していく上で行政、社協、地域包括支援センター、自治会、NPO、地域のボランティア団体、また高齢者を直接支援するケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員の協力は不可欠になると思います。これらの組織が一緒に机につき話し合いができる場、それが協議体です。

協議体の在り方については、前回の一般質問でも行いましたので、ここでさらに繰り返すのはやめませんが、協議体に多くの団体や組織に参画してもらうことというのはどれだけ重要なことなのかというのは、このことからもお分かりいただけると思います。協議体の組織づくりは必須です。そして急務なのです。今現在、差し迫っている課題を話し合う場所だとそういうふうに認識をしていただきたいと思います。

この手引きには、地域における高齢者を支援する団体やボランティア組織が造成されているかどうかは、支援制度のタイプを検討する際に重要な要素となるとも書かれてあります。地域資源の構築は高齢化が進む我が町では本当に急務なことだと思います。

ごみ出し支援制度を検討する上でさらに大切なことは、財政面も重要な要素だと思います。総務省の特別交付税措置に高齢者世帯に対するごみ出し支援というのがあるそうです。どのような形で支援事業を行っていくのかは、今後、町で議論していただくとして、高齢者のごみ出し支援事業について、現在の町のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 高齢者世帯、大変でございます。調査というのはまだほとんどやっていない状況です。いわゆる高齢者単身世帯または夫婦2人の世帯という非常に困っている世帯もありましょうし、私も高齢者になりますけれど困っておりません、まだ。

そういう形で、基本的には困っている世帯をどうする、例えば買い物、さつき田原議員からも移動販売車の件、これも非常に困っておる方がおるからこういう形になった。ごみ出しも一緒という形になれば、基本的にはボランティアだけに頼るのではなくて、本来なら地域福祉という私が従来から提唱しております実際、自治会の中で、自治会を一つの核として母体がありますので、そこで福祉部会を作っていただきながら、そこでどうしても何もできない世帯という形になれば、そこでサポートをしていくと、そういう形。

本来なら、これも自治会の中にそういう支援員を設けて点数制度をとりながら、この点数をあ

る程度付与して、あといろんな形の町からのいろんな点数に応じた、いろんな形でその点数が使えるような形まで作ってあげたいという構想は持っております。

だからそういう形で、基本は「向こう三軒両隣」という形の中のこれがだんだん今ちょっと世知辛い世の中になってきて、地域のコミュニティが壊されつつあります。本当に残念な話なんですけれど、個人的な考え方になって、地域にもかかわりたくないとか、自分一人で生活できるんだと、そういう感覚から地域の中の隣組に入らない、そういう一つの感覚が非常に多々多く現象が出てきておるんで、本来なら地域福祉という日本にはこれがいい事例なんですね。

昔からやっぱり「向こう三軒両隣」という一つの協力をしていく形がございます。そしてまた、前にも私言ったことがあると思うんですけど、江戸時代、これは悪い意味で五人組という制度を作っておりましたが、戦後はこの五人組が助け合いながらというふうな形で生活をしてきたわけでございますけれど、これもなかなか今の世の中の世情からは少し壊れつつあると言います。今ある私も宇留津でも稲荷講とあって、当番が昔は5人だったんですが、今は8人ずつが持ち回りでいろんな村の決め事をしたりという形でやっておるんで、こういう地域のそういう組織が一つ議題を増やしていただきながら、それを町のほうから各自治会に「こういう施策をぜひやりたいがお願いできないだろうか」という一つの申し入れも自治会長会の中には、今後図っていくというふうな形でやってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 町長のおっしゃることもよく分かります。地域福祉ということで近所の方で助け合いながら、そういった困った方を支援していくことができるのが理想ですが、現状やはり実際に困っていらっしゃる方は、じゃ、そういった体制ができるまで待っておってくれということになると思うんですね。なので、何かしらの支援策というのを早急に考えていかないと、実際に何百件という数百件という単位で困っていらっしゃる方が現在今そこにいらっしゃるのに、そういう体制を今後構築していくから、もう少し待っておってくださいというような、そういう悠長なお話でもないと思うんですね。ですので、何かしらの施策というのを町で早急に考えていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

まずは、町が今の現状を、まずは町が本格的な調査を行っていただいて、試験的にでもいいので、現在ボランティア活動として実施している団体とどのようなことが今後できるのか、また全町に広げていくにはどのようなことが必要なのかというのを真剣に話し合っていく必要があると考えます。今後、単身世帯の高齢者はますます増えていくということは、もうこれは防ぎようがありません。健康で安心して長生きできる社会にしなければ、いずれは現在現役世代の私たち自身の身にも降りかかってくる問題となってきます。

新川町長も今はお元気でいらっしゃいますが、お元気でいらっしゃるができなくなる時期もいずれは来るかもしれませんよね。そうなったときにごみ出し支援の事業というのがあれば、新川町長も利用する日がいつか来るかもしれない。そのときのために自分自身の身にもいずれ降りかかってくる問題なんですね、日常の生活のことですから。ですので、町が今後本格的に事業に取り組むまでの間は、現在の地域資源を活用した取組を実施していくほかはないと思います。当面の間はごみ出し支援事業に取り組む団体への助成などそういったことを検討していただくことはできないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、助成を考えてくれという形でございますけれど、あとどれだけの数がおるかという考え方もしていかなければいかんし、その団体が、だから基本的には私はボランティアでやってもらいたいというのが私の気持ちでございます。実際、お金を出すとかそういう形ではなくてボランティアでそういう形、そして先ほど申したように、登録制度とかボランティアの登録制度をしながら、そこでそういうごみ出し1件について何点とかいう形で点数を付与して、ポイントをためていただくと。そしてそれに対して何らかの形の一応、町のほうから助成をしていくとか、そういう方法のほうが私はいいんじゃないかなと思っておるんで、何とか団体ができたんで助成をとという形ではなくて、そういう基本はボランティアの精神でやっていただく、それが私は地域福祉ではないだろうかなと思っておりますんで、そういうことでちょっと検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 実際に今ボランティアをしているんですよ。ごみ出し支援事業をやっているボランティア団体があるんですね。実際に活動を行っております。ただ、数が少なく全町までカバーできないという状況なんですね。ですから、このボランティア団体を増やしていかなければいけないんですよ。そのための助成というのは一助となると思うんですね。ですので、何もしなければこれが増えないと思うんですよ。なので、何か町にアクションを起こしていただいて、全町をカバーできるようなボランティア団体もしくはそれに代わるごみ処理のやり方をそもそも変えろとか、何か案をちょっと考えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それではこれで午前中の質問は終わります。

再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午前11時46分休憩

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

携帯電話の確認をしてください。鳴らないようにしとってください。よろしくお願いいたします。  
す。

一般質問の続きです。

4番目に、12番、信田博見議員。信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 今回、2点ほど通告をしております。

まず最初に、支所の利活用についてということで、図書館の構想はどこまで進んでいるのかということをもっと聞きたいと思っております。

図書館は1階に建設すると。そして、2階はいろんなことに利用できるようにするということがございましたけれども、今、どのような形でやろうと思っているのかということをもっと聞きたいと思っております。

課長も変わりましたんでですね、まだちょっとよく分からない部分もあるかもしれません。もし、そのときは、前課長が答えていただければと思います、ということで、よろしくお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 尾座本生涯学習課長。

○生涯学習課長（尾座本三雄君） 生涯学習課、尾座本でございます。

図書館の構想についての御質問ですけれども、図書館については、支所に今、移転を計画しておりますけれども、現在、図書館の用途変更に必要な床の耐久力、撤去可能な壁や配線、その他改修に必要な設備等についての構造調査を行っております。その調査結果に基づきまして、施設がどのような改修が可能なのか。また、用途変更に伴い必要となる改修部分などについての検討を行った上で事業規模や財源の検討を行っていく予定となっております。

今の段階ですけれども、構想としては1階が図書館、2階に学習室、ギャラリー、3階が倉庫と。大きな構想としては以上ですけれども、また、構造調査の結果によっては部屋割り等、場所等の変更等も考えられますので、現在の予定ということで御回答させていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 調査、それからいろんなことあるとは思いますが、図書館を造るために——いつ頃に完成するのか分かります。分からない。

○議長（武道 修司君） 尾座本生涯学習課長。

○生涯学習課長（尾座本三雄君） 調査の結果次第のところは少しあるんですけども、調査が終わりまして、基本設計、そして実施設計、そして着工という流れになってくるかと思っておりますけれども、ここら辺の設計関係等で短縮できる部分については短縮して実施をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） はい、分かりました。

もう図書館はいいんですけど、しっかり頑張って、早め早めに完成するようにお願いいたします。待っている人たくさんおるんですよ。よろしく申し上げます。

それから、チアフルついきの利活用はどのようになっているかということで、チアフルついきはちょっとしたキッチンもあり、事務所スペースもあり、また、かなり広い会議室等にも利用できる部屋もありということで、いろんなことに利用できると思われます。そのチアフルついきは今後どのような活用の仕方をするのか、誰か分かる人……。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

昨年的一般質問にて答弁させていただいておりますが、保健センターは災害時の最後のとりでということで、現状の使用についてお願いしております。

今後も、使用については慎重に考えたいと思っております。

事業目的が、町民の健康及び福祉の向上。社会福祉団体等に活動の場として提供をすること。保健センターとして必要なこととあります。

以上のことを踏まえ、今はコロナ禍により一部貸出しについて制限をしておりますが、事業目的にのっとり、住民の皆様に活用していただきたいと存じます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 住民の皆様に活用していただきたいということでございます。

あれはしちやあいかんよ、これはしちやあいかんよというようなことじゃなくて、住民の方が何かに使いたいということがあれば、ぜひ貸し出していただきたいと思うんですよ。

チアフルついきは、先ほども言いましたように、ちょっとしたキッチンがあるんですよ。それをキッチンスタジオ的な利用をして、そこで今、築上町が頑張っておりますキクイモの料理等をして、その作っている様子、それから食べている様子などをSNSで発信していただければ、キクイモの販売促進にもつながるし、キクイモだけじゃないですね、ヤーコンもありますし、築上

町結構イチゴ農家もありますので、その季節になったときにイチゴのケーキを作って、それをSNSで発信するとか、そういうのにもぜひ利用してほしいと思うんですよね、というのが、あそこのキッチンきれいなんですね。すごく写真写りもよくなるだろうし、その横に大きな部屋がありますから、そこで皆さんに食べていただくとかいろんなことができると思うんですよね。どうなんでしょう。誰に言やあいんだ——町長。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど申しましたが、事業目的が町民の健康及び福祉の向上になるものであればよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 町民の健康と福祉には全てがつながってくるので、いいと私は思っております。勝手にですが、ということで、どうかよろしくお願いします。

いろんなイベント等がもう2年半ほどできておりません。今、町民の間にも、もう、いろんなことしたくてうずうずしとるのいっぱいおるんですね。そういう人たちにそういう活躍の場をぜひ提供していただきたい、このように思います。

早いですが、次に行きます。

牧の原キャンプ場について。

テントサイトが少しですけども出来上がりまして、5月1日から使えるようになっております。その利用状況、現在の状況ですね、今どれぐらいの人が利用しているのか。それから、利用した人たちがよかったとか、ここが悪かったとかいう声が恐らくあると思うんですね。そういったことが分かればお願いします。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

テントサイトが5月1日にオープンしまして、テントサイトの利用者ですけども、5月の利用者が108名利用しております。内訳としましては、北九州市から42名、京築地区から13名、その他県内から34名、あと、町内9名、県外からも10名の利用がっております。

週末の利用とか連休の利用が多かったんですけども、5月の利用料としましては、シャワー等の利用を含めて6万から7万の利用料が町のほうに入っております。

あと、山小屋とかバンガロー、そういったものは昨年も営業していたんですけど、昨年度並みの人員が入っているところです。

あと、利用者のアンケートをそのときに行っておりますけれども、連休中だったと思うんですが、テントサイトを利用したときに夜に天候が急変したということで、利用者の方から、山で急に天気が変わるので、インターネット利用とかそういったところが利用できたらいいという御意見を頂いております。

今、電波が届かないところはかなりありますので、その辺を今後、再度また調査しながら、何か、電波が届くような方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） かなりの方たちに楽しんでいただけているというふうに思います。

それで、あそこ携帯電話の塔が建っていますけれど、あれはNTTじゃなくて——だから、あの塔が建っている周辺は、何の会社か分からんけど通じるわけですね。auかな、何かありますね。分からん。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） そうですね、大手の携帯電話会社のアンテナが近くにありますので入るんですけど、1社、ちょっと入らない業者もありますので、その辺でインターネットの利用ができなかったり通話ができなかったりっていうところはあります。

ただ、昨年度、広場のところ、まこちの物産館の前の広場のところに関しては、入らなかったところも若干改善ができて利用範囲がちょっと広がっているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 広場のところ、ほんと前入らなかったんですけど、今、電話も通じるようになってますし、LINE等も全て通じます。ただ、どうなの、入りはよく分かりませんが。

でも、今回新しくできたテントサイト、全く利用できないというのはNTTだと思うんですよ。今、あのキャンプ場のところに建っているアンテナがどこかは私も分かりませんが、NTTもあの辺に建てれば、もうきれいに電波が入るわけですよ。そういったところを要望していただきまして、してほしいんですね。

今の若者というか皆さんは、ちょっと雲行きが怪しいなと思ったらすぐ携帯電話で見るとですね。雲の動きとか雷の発生状況とか、いろんなものが分かるんですね。だから早め早めに対策ができるんですよ。でも、電波が通じなかったらそれが分からない。雨が降り出して、さあどっかに行こうといってももう遅いとかいう、そういうことがあるんですね。だからできれば早めに、

その、NTTかどこか分かりませんが、通じらない部分をどうか改良というか、していただきたいなというふうに思います。

それと、水場が遠いとか、あるいは、トイレが遠いとか、夜中に水場に行ったりトイレに行ったりするのが暗いとかいろいろあると思うんですよ。でも、そういったものを少しずつ改善をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、これから夏になるとスズメバチ、アシナガバチ、それからちょっと草やぶに行くとマムシ等に遭うことがあります。ですからその対策も、スズメバチは黒いものに向かってくる習性がありますから、黒いものをあまり着らないようにちゅうたら悪いんですけど、スズメバチを見かけたら、なるべく黒い服、帽子等は着用しないというふうに、そういった注意書きみたいなものをしてほしいんですね。マムシは今のところはあのテントサイトの部分ではあまり恐らくないと思うんですね。でも、フリーサイトというか、フリーサイトのほうにはね、もしかしたらおる可能性はありますので、そういったところの草やぶには、子どもたち、大人も含めて入らないとか、そういう注意書きが欲しいですね、ということで、そういうことどうなんでしょう。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

キャンプ場のスズメバチ、マムシ等の事故ということで、確かにスズメバチについては昨年2回ほど巣を除去することをしたりとか、スズメバチが多く巣をつくるようになってきているので、その辺は十分注意したいと思います。

それとあと、被害に遭ったときの応急処置ですね。一応、吸引器をキャンプ場のほうに準備しておりますので、それを使って応急処置をするとか、あと、御意見頂きましたいろいろ注意の貼り紙ですね、その辺を準備して安全にキャンプができるように周知していきたいと思います。

まちづくり振興課から、以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） スズメバチは、ペットボトルをなんかちょっと切ってスズメバチが入れるように、そういうのを作って、そこにお酒と蜂蜜と何かを入れて、液をこれほど入れとくと、ぶら下げておくと、そこにスズメバチがどんどん入ってくるんですね。で、下のほうで死にますので、できたらそういうのを何か所かにぶら下げておたらかなり、明くる年には減るんじゃないかなと思います。

そういったことで、ぜひそういうこともやっていただきたいというふうに思います。

今後、このキャンプ場、どうしたいのかっていうか、フリーサイトが雨降ったら水がたまるのかいう、そういったことを改善するということがあるのかどうか。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

フリーサイトについては、寒田自治会のほうとともですね、キャンプ場を管理している寒田自治会とも会議を開いておまして、その中でいろいろ御意見を頂いております。

その中で、フリーサイトのところはちょっと水はけが悪いとか、あと、川沿いの木がかなり大きくなって——子どもたちが泳いでいたりする場所なんですけど、水遊びするところなんですけど、その辺の木の伐採をしてほしいとかいう御意見がありますので、その辺の自治会の御意見を聞きながら、あと、町のキャンプ場が使いやすい施設になるように、自治会とも協議しながら改善していきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） これからだんだんと、一般にはキャンプシーズンとなります。

夏休み等は非常に多くなると思うんですね。コテージ等も含めて多くなると思いますので、ぜひ、1回利用した人が大変よかったと、リピーターがどんどんできるような、そんなキャンプ場にしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 引き続き進めていきます。

次に、5番目に、4番、宗晶子議員。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 4番、宗晶子でございます。

通告に基づき質問させていただきます。

本日、4点通告させていただきました。

まず、町有地である湊1276—1と湊1279—1の農地一時転用に関連した副町長の口頭決裁についてということで通告をいたしました。

通告の2筆の町有地の農地の一時転用手続には、いろいろな問題点があるのではないかと、数回にわたり、この一般質問の場でお尋ねしてまいりました。

町有地の中で土が掘り起こされて、巨大なコの字の穴が空いている。この穴は、誰が許可して、誰が工事を行ったのかと質問してまいりましたところ、前議会で、副町長より御自身が口頭決裁で許可をなさったとの御答弁を賜りました。

以前に情報開示請求を行いましたところ、この穴に関する文書は存在しない。また、この穴を空けた工事は、町発注の公共工事でもないとの回答がございました。つまり、決裁文書は存在しておりません。

本来であれば必要な文書、それが作成されていないまま、副町長が口頭で決裁して指示を出していたということが、前議会の答弁で明らかになりました。

この副町長の答弁がなされたときに、横で答弁を聞かれていた町長は何もおっしゃいませんでした。つまり、副町長の口頭決裁を町長御自身がお認めになっているということになります。

築上町文書管理規定の第3条では、事務の処理は文書をもって行うことが原則となっています。文書が存在しない、口頭決裁で事務処理が行われたことは、大変大きな問題でございます。

そこで、①②をまとめて質問いたします。

本町では、この副町長の事例以外にも、過去にも文書を作成せずに口頭決裁をした例はあるのでしょうか。また、今後も文書を作成せず、口頭決裁を行うことはありますか。

文書が存在しなければ、後からその事後処理の目的や内容を確認して検証することもできません。責任の所在すらはっきりしません。

以上、大きな弊害が出るので、たとえやむを得ない事情で口頭決裁を行ったとしても、事後にはきちんと文書を作成すべきだと考えますが、今回のこの町有地の件、副町長の口頭決裁について、今からでも文書を作成するつもりはあるのでしょうか。

以上、副町長答えてくださいますか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 決裁については、決裁区分というものがございます。町長決裁、副町長決裁、課長決裁、云々という、決裁規定がございまして、その決裁規定に基づいて決裁をして、それに係る起案文書を作成してあげていくものなんですけど。

ただ、今回の場合は、現場——それ以外に口頭決裁あるかないかということなんですけども、軽易な事項または現場での緊急を要する場合の事項、例えば言えば台風であったり、現場で、祭日現場に呼び出されて、現場で指示をしなければならぬ、指示をしなければ対応ができない、そういう場合については、私が出て行って、現場に出て行って、（ ）に出て行って、口頭決裁で処理をすると、そういうのは多々あるかと思えます。

今回の場合はなぜないのかということなんですけども、多分、以前に答えたと思えますけども、これについては、申請者の土を云々というのは申請業者の事項であったり、町が動かす土の事業ではないので、申請者がすることについて、申請者により、実行というか、処理してもいいだろうということでその場で決裁をしたということで、特段、後で町の事業、土を運ぶ云々の事業についてどうのこうのという起案は必要ないということでこの分は文書決裁はしておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 副町長、丁寧に御回答くださりましてありがとうございます。

今、副町長がおっしゃったことはですね、決裁区分があつて、確かにございますよね。築上町事務決裁規定というものです。私も今日ここに準備しているんですけども、ございます。

副町長がおっしゃるように、緊急のこと、軽易な事項というのは当然口頭で決裁して、しかし、口頭で決裁するけれども——例えば災害とかそういうことも、私も口頭で急いで処理するというのは大変大事なことで重要な事務だと考えます。しかし、後から文書は作らなくちゃいけない。そういうことがこの決裁規定には書いてあるんじゃないかと思います。

そして、後段で副町長が言ってくださったことですね、このコの字の穴の件は、申請者——副町長がおっしゃってくださったことを要約すると、申請者が勝手に土を動かして、その場で決裁したから起案はいらないので決裁していないとおっしゃったんですけど、それはとつてもおかしな話だと思います。

副町長がせっかく言ってくださったんで、私は決裁規定の角度から御指摘をさせていただきたいと思います。

何度も申し上げておりますとおり、事務の処理は文書が原則です。通常どおり決裁文書を作成すれば、起案から決裁まで複数の職員の皆さんが目を通して決裁印を押すことになりますので、複数の職員さんからのチェックがなされることになります。

今回、今言ってくださった副町長による口頭決裁では、副町長が一人で決めて一人で指示を出しています。そのため、本来行われたはずの複数の職員によるチェックは行われませんでした。

また、前議会で副町長は、築上町公有財産管理委員会の委員長として許可した、口頭決裁したと答弁していただきましたが、築上町公有財産管理委員会の要綱には、同委員会に決裁権があることはどこにも書いていません。

この委員会は、単なる諮問機関で、公有財産を管理するそれぞれの担当課長が、財産の管理及び処分のために必要があるときに、この委員会にかけて意見を聞かなければならないと規定しているだけです。

公有財産管理委員会や委員長である副町長に決裁権はないんです。では、決裁権は誰にあるんでしょうか。それは、先ほどから申し上げております、副町長も言ってくださいました築上町事務決裁規定に書いてあるんです。

築上町事務決裁規定の第10条には、決裁権者の決裁事項というものが決められています。第10条には、別表第1から別表第1の6までに決裁権者が書いてあるんですけども、決裁権者と決裁事項が書いてあるんですけども、この事務決裁規定の第10条の別表によると、町有財産の管理や処分に対する決裁権は副町長にはないんです。全て町長の決裁事項と定められているんです。つまり、副町長には決裁権がありません。

副町長は、御自身に決裁権のないことを、本来作成すべき文書すら作成せずに、勝手に口頭決

裁で部下に指示してしまった。作成すべき文書を作成しなかつただけではなくて、御自身に権限のないことまで勝手に指示した。

これは、大変大きな法令違反となると思います。

このようなことを、もし一般の職員が行えば、相当大きな懲戒処分を受けることになると思います。副町長なら許されるのでしょうか。私は、そんなはずは絶対にはないと思います。一般の職員よりも、より大きな責任があると。

そして、ほかの職員の規範とならなければならないのは副町長でございます。より厳しく責任を取るべきだと思いますが、副町長御自身の御見解と町長の御見解、それぞれお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 別に町の財産を処分云々という問題じゃないし、現地での、土の動く、動くっていいですかね、右から左へ動かすことについて、我々町が云々という、指示をするということじゃなくて、そこに動かす（ ）を再度、で、動かせばいいじゃないかということで指示をしたということです。それを処分をせえとかなんとかということではなくて、その土地の土をどうするかということで話が来たので、その土については事業者のほうで処理を、処理とか処置すればいいのではないかということで、その場で決裁をしたということです。

町の財産をどうのこうのという問題じゃありませんので、それは誤解のないようにしてください。あとは、見解の相違だと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私は、今この質問の中に、今、町長の見解をまとめろということで。私は、宗議員のこの質問、最初からナンセンスということで、いつも言っております、というのは、この土地は一時転用でも何もない。実際、町が購入した土地は既に農地ではないということを何回も言っていますけど、これ分かっていないですね。農地だとあくまでも言い張るということでございます。そういう形で町が持てる農地は、試験田にする農地、それか、もしくは市民農園にする小規模な農地、これが町が持てる農地でございます。

そういう形で、宗議員が何を目的を持ってこの質問をしているかというのが私にはナンセンスというふうなことでずっと答弁してきております。

そして、この町有地の、今は口頭決裁が問題にされておりますけれども、口頭決裁というのは何度もあります、実際。指示もありますし、決裁と指示は一緒だと私は思っております。

今日も口頭の指示はいたしました。違う問題でですね。だから、口頭で何いが来れば口頭で指示するというので、文書とかあるなしかわらず行政の執行については口頭でのやり取りはあると。それに基づいて職員は動く。そういう形になっておりますんで。

今は、口頭決裁が問題にされておるようでございますけど、これは、口頭決裁、指示はあるということで御理解頂きたいと思います。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 町長、12月議会は私に、因縁をつけられても心外。そして、3月は、私のことをナンセンス。今回もナンセンス。非常識、非常識と行ってくださいましたね。（発言する者あり）いや、ナンセンスってそういうことですから、日本語、和訳すると。（「何も無い」と呼ぶ者あり）副町長が問題じゃないって言うことが私は問題だと思います。大問題だと思います。見解の相違で済む話ではないと思います。

そして、町長は、ずっと農地ではない、農地ではないとおっしゃっているんですが、では、なぜ農地法に基づく一時転用が買った後に出されているのか。それは農地法に基づいたものです。それをナンセンスとおっしゃるのは、町長自身が農地法を無視している、軽視している、いえ、法令違反に近いのではないかと考えます。

この件については、本当に何度も質問させていただきました。嫌な思いもたくさんさせていただいていると思いますが、これで終わるつもりはございませんので、今回、この質問は終わって、次の質問に移らせていただきたいと思います。

気を取り直しまして、アピアランスケア事業についてと通告させていただきました。

福岡県は、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに社会参加を促し、療養生活の質の向上を目的に、医療用ウィッグや補正器具等の購入費を助成する市町村を支援しております。本町でも実施してほしいかと通告いたしました。

これについては、多分、既に担当課長が十二分に学習をしてくださっていると思いますので、事業内容の説明と本町の取組の予定について御答弁を賜りたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

当町では、アピアランスケア事業につきましてはまだ実施がなされておられませんし、申し訳ありませんが、主管課も決まっていない状況でございます。

ただ、アピアランスケア事業につきましては、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに社会参加を促進し、療養生活の質の向上を目的に、医療用のウィッグや補正具などの購入費を助成する事業となっております。

実施主体は市町村でございまして、福岡県からの助成がございます。

県内では、みやこ町ほか9の自治体の実施しております。

昨年度からがん患者の方への支援では、当課におきまして、造血幹細胞移植後定期予防接種の

ワクチン再接種費用補助事業、そして、保険福祉課でも、AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業を開始し、少しずつですが若い世代のがん患者の方における支援に乗り出したところです。

県内をまたぐ事業となっておりますので、県内の状況を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。

様子を見ながらということでした。様子を見ていてですね、現在、県内10市町村が実施をされているようです。

10市町村の内容が、若干差があるんです。差がある中で、本町でも取り組むならぜひお願いしたいことがあるんですけども、こちらがですね、この北九州市が一番に始まったんですが、令和3年12月から始まっているんです。残念だなと思ったのが、対象となるウィッグや補正具等の購入期間の指定についてです。いつから補助を始めるのかという点でございます。先ほど申しあげたように、北九州は令和3年12月から始まっておりますので、がん患者さんやウィッグ業者さん、補正具業者さんの間には、既に費用助成の件は話題になっているようです。

古賀市と志免町と芦屋町はもうこの補助をはじめているんですけども、ウィッグ、補正具等の購入日が令和4年4月1日以降に購入したウィッグの費用しか助成していないんです。他7自治体は、購入日より1年以内に申請すれば助成対象となっているんです。

私が本事業を知ったのは、町内のがん患者さんからの問合せを受けたからです。

今、つらいがん治療と戦っている患者さんを支援するために、せめて3自治体、4月1日以降購入したものではなくって、ウィッグ等の購入日から1年以内に申請すれば助成を受けられるという制度に構築を求めたいと思いますが、そちらの点も検討していただけますでしょうか。担当課長御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課町。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

当町で実施する際には、がんの治療等の兼ね合いがあり、すぐに申請できない場合もあると想定しますので、その点につきましては考慮しながら、そして、実施につきましては財政担当と協議し考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 温かい御答弁ありがとうございます。

実際、本当に患者さんがすぐに申請に来るのは困難なことですので、配慮を頂きまし

て感謝申し上げます。よろしくお願いいたします。

本事業は、福岡県議会 2 月定例会にて、当地区選出の西元県議が一般質問に取り上げてくださっていました。

県議質問の内容に、本県の年間のがん患者の新規発生率は、人口の約 1 % 未満、自治体ごとに見れば、助成対象者は極めて少ないと思われる。がん治療を行い、様々な心労や大きな経済的負担と向き合う県民に対し、手を差し伸べるような政策は、一刻も早く 60 市町村全てに周知し、取り組むべきでは。そして、県会議員としても首長に対し取組を広め、口説くことも並行してできるとおっしゃってくださいました。

また、さらに県知事は御答弁で、4 月に市町村担当者に制度説明会を開催すると。そして、また、副市長村長会議の場でも本制度の趣旨を説明し、御理解を頂き、制度の創設を促してまいりたいと考えておりますとおっしゃっておられました。

既に説明会は開催されたかと思いますが、現在、まだ担当課が決まっていないということを今、吉川課長より御答弁頂きました。

せめて、この場で担当課を決めていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この場で、決めるとかそういうことはできません。ちゃんと検討しながらやっていくという形になりますですね。

施策においてはまだ、本町にどういうがん患者がおる、どれだけの所要があるとか、そういうのを調査しなきゃいかんし、それはそれで検討しながらやっていくということで、さっき課長が答えたんで、この場で答えれというのは答えることはできません。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4 番 宗 晶子君） この場では答えないけれども、前向きな姿勢というのはしっかり承ったところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、町の特産品の農業振興についてということで質問を上げさせていただきました。

前議会で、農業について組織と個別、両者への支援が町の使命である。キクイモ農家がクラウドファンディングで支援者が 168 人、支援総額が 133 万 5,000 円を達成したと信田議員が一般質問に町長が御答弁くださいました。

町長自らが本事業を応援しており、女性が活躍する事業を強く支援するという姿勢を感じた答弁でございました。このとき町長、フェイスブックとか言っていましたけど、キャンプファイヤーですね、クラウドファンディングの。これまで町はこのキクイモ農家に様々な支援をしていたことを私も記憶しておりますが、支援の内容について、担当課長について、まず御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

先ほど言われたキクイモの関連について説明をさせていただきたいと思います。

この支援につきましては、平成28年度から始まりまして、まず築上町農林業元気づくり協議会というのを立ち上げから始まっております。それからまた、この中で直売所を中心として事業展開をするということで京築ブランド館、これ木工品ですけど、そしてJA、メタセ、その取組を中心に行っている組織も立ち上げております。

その中でキクイモの事業、特化した分につきましては、ソフト事業、ハード事業ともに町の支援という形ではさせていただいております。主には金額でよろしいです。金額のその支援といたしましては、事業総額、ソフト事業、このソフト事業については、商品開発であったり様々な商品販路拡大、こういった取組ができるかいろいろソフトの面、そしてハード事業につきましては、機械導入等を行ってきております。こちら合わせまして町の予算、総額が令和3年度までですけども、合計で町の事業費として448万円ということが計上されて、支援という形で上がってきております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 金額はよく分かりました。販路拡大と機械と合わせて総額448万円で、最初はちょっと組織のこと言ってくさったんですけども、元気づくり協議会とは別に直売所とか京築ブランド館との別組織があるんですか、それとも直売所とかをまとめたものが元気づくり協議会なんですか、そのちょっと線引きを御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 今言いました、元気づくり協議会というのは、そもそも直売所、築上町にある第一次産業、こちらの直売所、販売できる場所は3か所あるというところで、この直売所をネットワーク化しようということで、各々が木工品、山の関係です。メタセとJAの直売所については農産物が主になりますので、こちらの農林水産、第一次産業ですね、まとめていこうということでネットワーク化をしてこの協議会を立ち上げております。この協議会の中に委員としてメタセの杜、そしてJA、ほかの団体もありますけども、ブランド館が入ってきて、その各々が持っているところでまた商品開発ではないですけど、取組をやろうということでその中で協議を行っています。その団体です。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） よく分かりました。本年度ちょっと予算の議案質疑のときにも質

聞かせていただいたけれども、たしか45万円ぐらいですね、元気づくり協議会の運営資金を今回上程されておりますね。元気づくり協議会というのは、メタセの杜や多分JAさんのふれあいさんとか、そういう直売所関係のネットワーク、それを取りまとめたところが元気づくり協議会ということでよろしいですね。よく分かりました。ありがとうございます。確認なのでどうぞ御心配なく。

クラウドファンディングのページ、キクイモの皆さんがこのようにすてきなクラウドファンディングのページ、ちょっと印刷してきましたけれども。町長このカットを多分前回の議会で言ったださっていたと思います。3年前からキクイモを築上町の特産品として町と県、そして他関係機関がキクイモの生産者団体、築上町きくいもクラブをつくって、生産者からキクイモを買って販売してきた結果、生産者も増えて、今では国内でも有数の産地になりましたと書いてありました。国内でも有数の産地になったのは、元気づくり協議会通しまして448万円、町が大きな支援をしてきた結果でありますし、佐賀大学との協定とか、私もモニターとしてキクイモをたくさん頂いて、健康のデータを提出したわけですが、そういう取組がとても大きかったと思っております。

しかし、農産物というのは作るだけでは駄目で、さらに加工、そして販路の拡大が必要でございます。確かに今までたくさんの御支援をしてきてくださったみたいなんですけれども、今回きくいもクラブさんが、せっかくできたキクイモを無駄にしたくないと何とか築上町のキクイモを守りたいということで、合同会社を立ち上げられました——課長、この間これ株式会社とおっしゃっていた、合同会社のことですよね、立ち上げられました——中山間地の耕作放棄地の活用や限界集落の女性の雇用、キクイモで町を元気にする等、精力的に地域の活性化を目指して頑張っておられる様子がクラウドファンディングのページから強く伝わってまいりました。今回の挑戦では80万円の目標を設定しておりましたが、133万5,000円と大幅に目標をオーバーして達成しています。それでも経営がまだまだ困難というお話をお聞きしました。

県、国の関係機関とここまでやってきた特産品としてのキクイモの存続を目指して、町もさらに応援していただきたいと思っております。農業支援が使命と町長おっしゃってくださったので、今後の担当課の支援の予定と町長の考えと両方お聞きしたいと思っております。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

今、宗議員が言われました町の取組につきましても、今までかなりキクイモに商品開発含めて様々な点で県含めていろいろ支援をこうしてきているところです。これの基になりますのがやはりその中山間地域の耕作放棄地の解除、解消というところが大きな問題となってそれを解消する方法の一つとして、このキクイモという作物を販売しよう、そして、生産耕作面積を増やしてい

こうというところが事の発端だと聞いております。

今まで様々な形でしております。今後も町の方針として、今後継続してキクイモのみに特化して事業支援をするかというところは、私自身も産業課長として様々な農作物を展開する中でどこかでやはりキクイモに関しましても、支援のほうを再度、再検討する必要があると思っております。今までは機械導入であり商品開発であり、いろんな様々な町含めて普及センター、いろいろ県の関係機関も一緒にやろうということでやってきておりますので、ある程度その成果としては出てきているのかなあと思っております。その成果の一つがその先ほど言いました、合同会社のモンステラの立ち上げも一つ大きな成果だと思っております。こちらがそのクラウドファンディングをして事業者を募った、こういったのはモデルケースになるかなと思いますし、新たなその農業展開、農業施策の一つとして、モデルとして、逆に私たちがこのモンステラさんのその活動をPRしていけることは、行政としての今後この側面支援ができるかなと思っております。今後その行政的なその支援につきましては、今、ふれあい協議会の中のその運営補助金というのは、先ほど言いました補助金としては予算化しておりますので、（「元気づくり協議会」と呼ぶ者あり）すいません、元気づくり協議会です。間違いました、訂正します。元気づくり協議会のほうには補助金のほう交付してですね、より継続的な、今後はその支援をしていければ、これはただ運営経費となっておりますので、特段個別案件として何かしらその経営に関する補填をするということではありませんので、そちらのほうでは支援は可能かなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、キクイモの関係で大分整備がされてきております。そして自分たちも合同会社を8名で立ち上げてやる気を出して、7名か6名か（「7名」と呼ぶ者あり）7名、そして男性の応援団も大分おります。そういう形の中で少しずつ販路は開拓できておるんじゃないかなと思います。

一朝一夕にですね、所ジョージさんが来てぱっと花火を上げてくれたけど、それも一過的なものでございます。あとは消費者の皆さんにどれだけ商品が信用してもらえるかということで販促活動をやっていかなければなりません。今度12日も築上町散歩という形で福岡方面から募集をして37名、バス1台来ていただくと、旧蔵内邸で話をした後、キクイモ上城井の公民館で、そこでキクイモの交流会をやるという話を聞いておりますし、そういうやっぱり一つずつそういう交流をやりながら増やしていく。そしてまた、町としては今までずっと東京で2年に1回、町イチ！村イチ！という、いわゆるそれぞれの全国の市町村から出品をする即売会を行うということで、キクイモ、ヤーコン、それから築上町の基地カレー、いろんな物産を持って行って販売をして、築上町の産物をどんどん販促やろうという形で行っている。福岡県においては町村フェア

というものがございますし、これもコロナで町村フェアも町イチ！村イチ！もちょっと一応休みになっておるんで、コロナが解消すれば、また再開するというところで、そういうところに参加して行っていただきながら。6次産品化もできております。これをやはり築上町のキクイモの製品はいいなというそういうイメージを皆さんが持ってもらいながら、そしてそれを口コミでどんどん増やしていただくと食販それから消費活動で。それもネットで売るのが一番やっぱり利益率いいはずでございます。それぞれデパートに卸して回るとか、そういうよりもやっぱりネット販売、そういうものを、いわゆる電子機器を利用しながらの販売という形に力を入れていただいて、キクイモの宣伝をしながらそういう販促を行っていくと。これが大事でございましょうし、町としてもそれはそれで、いろんなそういうイベント等あれば参加をしないかという声かけをしていきながらですね。まあキクイモに限りません。町内のいろんな産物ございますんで、先ほど課長が言いましたように、町の産業が潤うような形でやっていかなければいけないとこういうふうを考えておりますんでですね。今回新しい産物を作ろうと企画で補助金制度もつくっておりますんで、そういうことで御理解をしていただければいいかなと思っております。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

今の町長の答弁、補足をしたいと思います。町村フェア、今年開催をする予定になっておまして、今コロナで2年間ほど開催できておりませんでした。今年開催予定ということ聞いておりますので、先ほど言った6次産業、6次化されているところを、きくいもクラブ含めて、出店しないですかという案内はしているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 丁寧に答弁くださいますとありがとうございます。

今いただいた答弁、後ほどまとめたいと思いますので、ちょっと次の質問だけ。もう通告しているからお分かりになると思いますが、西日本新聞のほうに、2018年にキクイモは血糖値の上昇効果を押さえる効果があるということで、メタセで買ったキクイモチップスを町民が購入したら、費用の半額を補助する方針を固めたというふうに書いてございました。今もインターネットのほうにこのような記事が出てきます。いまだにこの件、問い合わせがあるそうなんですよ。まあ農家さんもお困りになってらっしゃるので、もしやっていないのであれば、ちょっともうやっていないということをお知らせいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

先ほどの新聞報道というかメディア発表の件に関しましては、2018年に確かに報道発表しております。その中で半額補助というところもまだ記事として入っておりますけども、今のところ予算化をして一つの農産物、6次産品に関しまして半額助成というのは行っておりません。こちらにつきましては、ほかの6次産品、そして農産物等とありますので、そこに特化して一品だけというところにはいかないと思いますので、今のところ予算化はしておりません。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 可能であればできなかったのはできなかったとなるべく周知をしていただければ、農家さんもお困りになってらっしゃるのでよろしくお願いします。

先ほど、キクイモの支援、町の農産物の支援ということで御答弁くださいました。このように農家さんが町の支援によって販路拡大して生産量も拡大して、合同会社が出来上がったというのは、女性の起業ということにもなりますので、本当にいいモデルケースだと思います。しかし、大体町とかが、行政が支援できるっていうのはここまでなんですよね。その販路拡大といろいろ町村フェア、私も行ってみたいと思いますし、そういう支援はできるんですけども、なかなか起業した後の運転に関しての支援というのはメニューがないなあと。私もざっと農水省のホームページとか見て感じたところがございます。例えばコロナ前から営業していて収入が減ったとかであれば、持続化給付金とかそういうのもあったんでしょうけれども、なかなか難しい状況だなと思いました。ただ、補助金等はないにしてもやっぱり有利な融資等、たくさんそういうメニューはございましたので、ぜひともそういう面からの御支援のほうもよろしくお願いいたします。町ができるのはそういうことではないかと思ったり、立ち上がったモデルケース、絶対潰してはならないと思います。そして最後にこれ、すごくすてきなポスターが町のあちこちに貼ってあります。これはチラシのほうなんですけれども、ふるさと協力隊さんが作ってくださって、すてきなポスターであるけど、ちょっと日記のような内容で、何が言いたいかは分からないけど、とりあえずすてきなポスターでキクイモの宣伝もしてくださっております。そしてさらに先ほど町長もおっしゃってくださいました、今議議会の予算書提案に名物創出事業補助金50万円ということで、こちらは大変期待をしております。ぜひともキクイモも候補の一つとして、全てというわけにはなかなか私もキクイモだけとは言いにくいんですけども、せっかく立ち上がりましたので、候補の一つとして考えていただければと思いますので、この質問はこれで終わります。

最後に、（「ふるさと協力隊じゃない、地域おこし協力隊」と呼ぶ者あり）失礼しました、ありがとうございます。地域おこし協力隊ですね、はい。

では、最後に新しい学びの環境整備先導的開発事業基本計画について御質問をさせていただきたいと思います。5月9日のホームページに、環境整備、すいません長いのでちょっと環境整備

計画と呼ばせていただきます。が、ホームページにアップされました。築上町では昭和40年から50年代にかけて学校施設が建設され、現在一斉に更新時期を迎えています。今後は少子高齢化による人口減少の時代を迎え、財政面においても非常に厳しい状況となることが予想されるため、学校施設の維持管理について中長期的な視点に立ちトータルコストの縮減に努めていますと記載しているけど、どのように努めているのですかというふうに通告しました。この記載内容、この環境整備基本計画の中の5ページの基本的考え方の基本計画策定の背景から抜粋した文章だと思います。そこにはちょっと繰り返しになるんですが、そこには昭和40年代から50年代にかけて学校施設が建設されたが、一斉に更新時期を迎えつつある、そして一方で少子高齢化による人口減少を迎え、財政面でも厳しい状況となることが予想され、このようなことから学校施設の中長期的な維持管理等に関わるトータルコストの縮減に努めていると書いているんですけど、この中には続きがあってトータルコストの縮減及び改修更新費用の平準化を図りつつ学校施設に求められる機能性能を確保する築上町学校施設長寿命化計画を令和2年3月に策定しましたと書いてありました。築上町長寿命化計画こちらになります。こういうふうに明記してあるので、ホームページに書いてあるトータルコストの縮減に努めていますというのは、今、この、築上町学校施設長寿命化計画を推進しているという理解でよろしいのではないかと思います。

この計画は、実施計画なんですけれども今回の環境整備基本計画を実施するのであれば、長寿命化計画40ページにどの学校がどの程度老朽化していて、どこが改善が必要で建て替えが必要などところと、そして修理が必要などところというふうに分けて書いてありますが、この環境整備計画ができることによって計画の内容がちょっと変わってくると思うんですよね。そしたらこの計画、長寿命化計画のほうの41ページにはPDCAサイクルで適正に改正をすると書いてあります。ただ、まだこの長寿命化計画の改正はしていないと思うんですけれども、早急にこの計画ができた以上、改善が必要になると思いますが、担当課ではそのような動きはあるでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

学校施設長寿命化計画についての御質問ということでございますが、この計画につきましては、令和元年度に検討を重ねまして、令和2年度から令和11年度の10年間は計画期間として定めているものでございます。議員御指摘のとおり現時点では昨年度策定をしました新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業、この基本計画が反映をされてございません。PDCAサイクル、これを基に今後、この基本計画を踏まえた内容で長寿命化計画の見直しを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 御答弁ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、環境整備計画の背景、先ほど1つ目を申し上げたんですが、もう1つ目に令和2年11月築上町教育委員会では児童生徒数の減少により、今後の入学児童生徒数の推移を基に適正な学校規模の検討等、今後の築上町の小中学校の在り方について協議を行い方向性をまとめるに至りましたと書いてあります。そこで、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方について情報開示請求をさせていただきました。

この3枚目に全7ページぐらいなんですけれども、この3枚目に小中学校での義務教育9年間の継続した学びの実施事項というものが記載されておまして、④番まであります。①が小中一貫校の設置、2番目が小規模特認校の設置、そして3番目が校区自由選択制の実施、4番目がスクールバスによる安心安全な登下校とございまして、特に3番目の校区自由選択制の実施ということが、ちょっと住民生活にかなり影響がありますので、ここについてお話をしたいと思ひます。

この内容は、令和3年12月12日の総合教育会議で議論されておりました。町長が今申し上げた校区自由選択制の実施について一生懸命訴えておりましたし、私も拝聴しておりましたので記憶に残っておりますし、委員の皆様、課長様方もこの在り方についてこの内容にほぼ全会一致で賛同されたと議事録から読み取っておるところでございます。

ですからこの在り方、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方というのは、会議の総意でこちらの環境整備計画の基本となって、この5ページにきちんと明示されたと思っております。

そこで、小中学校の在り方ですね。教育委員会が決めてくださった在り方について、ぜひ早急に推進してほしいことがあります。それは、この3枚目にあります規模適正化のために学校統廃合を念頭に置くのではなく、各小学校は小規模特認校での存続を希望するのか、小中一貫校の枠組みの中に入るのかを学校運営協議会で十分に協議し決めていくことが望ましいと明記している点です。私は、ここはとっても大事だと思いますので、ぜひともCS、学校運営協議会で各小学校は小規模特認校での存続を希望するのか、それとも小中一貫校の枠組みに入るのかの議論を開始していただきたいと思ひますが、教育委員会の見解をお答えください。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。宗議員の御質問の件でございます。

これまで学校運営協議会において、児童生徒の減少ということを中心に様々な協議をしていただき、いろんなアイデア、取組をしていただいているところでございます。

今回、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業の計画が策定されましたので、今回この内容を説明するとともに、各学校で今後どうするかという本格的な協議を進めていっていただくように、本年度からお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。この協議が実現することがとても大切だと思いますので、ぜひともお願いいたします。

地域の声を聞き、そして地域の声をもとに、今後どうするのか話し合うことですね、ぜひとも早急をお願いいたします。

最後に、環境整備計画のはじめにの文章ですね。こちらのはじめにの最後の文章、とてもいいことが書いてありました。誰一人取り残さない教育の実現には施設整備が不可欠であるという考えのもと、この基本計画が1日でも早く実現することを願います。これは、教育委員会からの願いです。私は大変共感するんですけども、このメッセージは学校が小規模でも存在する以上、児童が1人でもいれば誰一人取り残さない施設整備を行うという宣言だと思います。施設整備が不可欠なのは新しい学校のみではないという教育委員会の総意だと考えてよろしいでしょうか。この点についても教育長の考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

今、宗議員おっしゃられたとおり、この誰一人取り残さない教育の展開とともに施設整備というふうに考えておりますので、今は現在10校ございますが、これ全て、今私ども1人1人、誰一人も取り残さないように、今現状としては施設整備を行っていくというふうに考えております。教育委員会の考えでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。思いはよく分かりました。ただ現実にはなかなか厳しい点もあることも御承知おきください。そして、誰一人取り残さない中には不登校児、青空教室、適応指導教室のほうも、ぜひとも取り残さずに御整備賜りますようお願い申し上げます。

本日の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本日の一般質問は終わりました。

残りの質問については、明日9日、木曜日に行います。

---

○議長（武道 修司君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時15分散会

---